

○文部科学省令第八号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第十三条第一項並びにプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第四条及び第十八条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、著作権法施行規則及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

文部科学大臣 柴山 昌彦

著作権法施行規則及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（著作権法施行規則の一部改正）

第一条 著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「別記様式第六」の下に「（相続又は法人の合併による権利の移転の登録の申請にあつては、別記様式第六の二）」を、「別記様式第七」の下に「（相続又は法人の合併による権利の移転の登

録の申請にあつては、別記様式第七の二」を、「別記様式第八」の下に「（相続又は法人の合併による権利の移転の登録の申請にあつては、別記様式第八の二）」を加える。

第九条第一項第一号中「受付け」を「申請の受付」に改め、同条第二項中「受付け」を「受付」に改める。

第十七条第一項中「ついて」の下に「職権により」を加え、「登録年月日欄」を「登録の原因及びその発生年月日並びに登録すべき権利に関する事項欄」に改める。

第十九条第一号中「登録の年月日及び」を削り、「受付け」を「申請の受付」に改める。

別記様式第一表示部中登録年月日の欄を削り、同様式事項部中「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~及び~~〇〇~~」に改め、受付年月日及び受付番号の欄を削る。

別記様式第一の二表示部中登録年月日の欄を削り、同様式事項部中「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~及び~~〇〇~~」に改め、受付年月日及び受付番号の欄を削る。

別記様式第二事項部中「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~及び~~〇〇~~」に改め、受付年月日及び受付番号の欄を削る。

別記様式第三を次のように改める。

別記様式第三

実 名 登 録 申 請 書	
収 入 印 紙	年 月 日
文化庁長官 殿	
1	著作物の題号 <small>フリガナ</small>
2	登録の原因及びその発生年月日
3	登録の目的
4	著作者  住所（居所） <small>フリガナ</small> 氏名（名称）
5	前登録の登録番号
6	申請者  住所（居所） <small>フリガナ</small> 氏名（名称）
	Ⓔ
	代理人  住所（居所） <small>フリガナ</small> 氏名（名称）
	Ⓔ
7	添付資料の目録

〔備考〕

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21.0cm、縦29.7cm）の大きさとし、2葉以上であるときは左とじとし、各葉のつづり目に割印する。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下におのおの2cmをとる。
- 3 文字は、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。
- 4 「著作物の題号」は、題号がないときは「なし」、題号が不明であるときは「不明」と記載する。
- 5 「著作物の題号」には、かたかなでふりがなをつける。
- 6 「前登録の登録番号」の欄には、登録の申請に係る著作物に関する登録がされているときは、その登録の登録番号を記載するものとし、不明であるときは「不明」と、登録がされていないときは「なし」と記載する。
- 7 「申請者」の欄の住所の次になるべく電話の番号を記載する。
- 8 「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称とその代表者の氏名とを記載し、代表者の印を押す。
- 9 「氏名（名称）」には、かたかなでふりがなをつける。
- 10 代理人によるときは本人の印は不要とし、代理人によらないときは「代理人」は記載するには及ばない。
- 10の2 「申請者」の欄の印は、本人の署名（法人にあつては、代表者の署名）をもって代えることができる。また、代理人によるときは、代理人の印は、代理人の署名（法人にあつては、代表者の署名）をもって代えることができる。
- 11 「収入印紙」は、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙を申請書にはり付け、その金額を余白に記載する。
- 12 外国語の固有名詞は、ローマ字を用いて記載する。
- 12の2 令第20条の2の規定により二以上の登録の申請を同一の申請書で行う場合には、各欄（「登録の目的」、「申請者」及び「添付資料の目録」の欄を除く。以下同じ。）にそれ

ぞれ「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、その次に登録の申請ごとにそれぞれ各欄に記載すべき事項を記載する。ただし、二以上の登録の申請において一の欄に記載すべき事項が全て同一となる場合など、これによるのが適切でない場合は申請書の当該欄に記載することができる。

12 の 3 令第 21 条の 2 の規定により資料の添付を省略するときは、「添付資料の目録」の欄に、当該資料の資料名とともにその旨を記載する。

13 訂正をしたときは、訂正部分に印を押し、右の余白に訂正字数を記載する。

別記様式第四及び別記様式第五中「~~申付ロヌビ~~」を削る。

別記様式第六中「~~申付ロヌビ~~」を削り、同様式備考1中「第38条第2項」を「第37条第2項」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第六の二

相続又は法人の合併による著作権登録申請書	
収入 印紙	年 月 日
文化庁長官 殿	
1	著作物の題号 <small>フリガナ</small>
2	権利の表示並びに登録の原因及びその発生日
3	被承継人の表示 住所（居所） <small>フリガナ</small> 氏名（名称）
4	登録の目的
5	前登録の登録番号
6	申請者  (登録権利者・承継人) 住所（居所） <small>フリガナ</small> 氏名（名称）
	⑩
	代理人 住所（居所） <small>フリガナ</small> 氏名（名称）
	⑩
7	添付資料の目録

[備考]

- 令第 29 条各号に規定する事項は「申請者」の欄の登録権利者・承継人の氏名（名称）の次に記載し、令第 31 条及び第 33 条に規定する事項は「権利の表示並びに登録の原因及びその発生日」の欄に記載する。
- その他は、別記様式第三の備考 1 から 13 までと同様とする。

別記様式第七中「~~并~~並田田~~外~~外~~の~~の~~を~~を」を削り、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第七の二

相続又は法人の合併による著作権登録申請書

収入  
印紙

年 月 日

文化庁長官 殿

- 1 著作物の題号  
フリガナ
- 2 権利の表示並びに登録の原因及びその発生日月
- 3 被承継人の表示  
住所（居所）  
フリガナ  
氏名（名称）
- 4 登録の目的
- 5 著作権の範囲
- 6 著作権の存続期間
- 7 著作権に関する特約
- 8 前登録の登録番号
- 9 申請者  
(登録権利者・承継人)  
住所（居所）  
フリガナ  
氏名（名称）  
代理人  
住所（居所）  
フリガナ  
氏名（名称）
- 10 添付資料の目録

印

印

[備考]

別記様式第三の備考1から13まで、別記様式第六の二の備考1及び別記様式第七の備考1から3までと同様とする。

別記様式第八中「~~并~~」を削り、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第八の二

相続又は法人の合併による著作隣接権登録申請書	
収入 印紙	年 月 日
文化庁長官 殿	
1	実演、レコード、放送番組又は有線放送番組の名称 <small>フリガナ</small>
2	権利の表示並びに登録の原因及びその発生日
3	被承継人の表示 住所（居所） <small>フリガナ</small> 氏名（名称）
4	登録の目的
5	前登録の登録番号
6	申請者 (登録権利者・承継人) 住所（居所） <small>フリガナ</small> 氏名（名称） <span style="float: right;">印</span> 代理人 住所（居所） <small>フリガナ</small> 氏名（名称） <span style="float: right;">印</span>
7	添付資料の目録

[備考]

別記様式第三の備考1から3まで及び7から13まで、別記様式第六の二の備考1並びに別記様式第八の備考1から3までと同様とする。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号を次のように改める。

三 申請の受付の年月日（職権による登録にあつては、その登録の年月日。第八条第一号において同じ。）

第八条第一号中「登録の」を「申請の受付の」に改める。

第十四条第一項第五号中「年月日」の下に「（職権による登録の場合に限る。）」を加える。

## 附 則

（施行期日）

1 この省令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十二号）の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の著作権法施行規則第八章の規定及び別記様式は、この省令の施行後に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続について適用し、この省令の施行前に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後のプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行後に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続について適用し、この省令の施行前に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続については、なお従前の例による。